

訪問看護ステーション リコス 運営規程

（事業目的）

第1条 株式会社 RCS が開設する訪問看護ステーションリコスが行う指定訪問看護事業（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、病気や怪我などに居宅において継続して療養を受ける状態にあり、主治の医師（以下「主治医」という。）が、治療の必要の程度につき指定訪問看護若しくは指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所の看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援する。
- 2 事業実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 看護師等は、自ら提供するサービスの質を評価して質向上を図るとともに、必要ときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、実施体制の整備に努めるものとする。

（事業の運営）

- 第3条 事業所がこの事業を運営するにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
- 2 事業所は、訪問看護を提供するにあたっては、事業所の看護師等によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によらないものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1）名 称 訪問看護ステーション リコス
- （2）所在地 姫路市青山南4丁目7番6号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する職種、員数、職務内容は次の通りとする。

ただし、介護保険法など関連法規に定める基準の範囲内において適宜職員を増減することができるものとする。

- （1）管理者：看護師 1 名

管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業運営が行われるように管理・統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の業務に従事し、又は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(2) 看護職員：看護師・准看護師

常勤換算：3人以上（うち1名は常勤とする）

訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し訪問看護を担当する。

(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：必要に応じて雇用配置する。

訪問看護の範疇でリハビリテーションを担当する。

(営業日及び営業時間等)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次の定めるものとする。

(1) 営業日：月～金までを営業日とする。

ただし、国民の祝日休日及び12月30日～1月3日を除く。

(2) 営業時間：午前8時30分～午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間：営業日・営業時間帯

ただし、必要時・緊急時は営業日・営業時間帯以外も実施する。

(指定訪問看護の提供方法)

第7条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

(1) 訪問看護の開始については、主治医の訪問看護師指示書の交付を受ける。

(2) 事業所は、介護保険利用者にあつては居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターの作成した居宅サービス計画書（又は介護予防サービス計画書）、利用者の希望、主治医の訪問看護指示書、及び看護師等のアセスメントに基づき、訪問看護計画書を作成して利用者に提供し訪問看護を実施する。

(3) 利用希望者に主治医がいない場合は、事業所から各医師会に、主治医の選定および調整を依頼する。

(指定訪問看護の内容)

第8条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

(1) 病状・障害・日常生活の状況や療養環境のアセスメント

(2) 清潔の保持、食事及び排泄等療養生活の支援

(3) 褥瘡の予防・処置

(4) 日常生活・社会生活の自立を図るリハビリテーション

(5) 療養生活の指導・相談

(6) 酸素療法・人工呼吸器・カテーテルなどの管理

(7) その他医師の指示による医療処置および検査等の補助

- (8) 日常生活用具の選択・使用方法の訓練
- (9) 家族への支援（療養上の指導・相談・家族の健康管理）

（緊急時等における対応方法）

第9条 看護師等は、訪問看護実施中に利用者の病状に急変及び緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行う。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等必要な処置を講ずるものとする。

2 看護師等は、前項においてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告を行う。

（利用料）

第10条 事業所は、基本利用料として健康保険法または老人保健法及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受け取るものとする。また、利用者家族に対し、費用の内容及び金額については別途定める料金表によって説明を行い、同意を得るものとする。

(1) 医療保険（健康保険法又は老人保健法）

健康保険法又は老人保健法に基づく額を徴収する。

(2) 介護保険

介護保険で居宅サービス計画若しくは介護予防サービス計画書に基づく訪問看護の場合は、利用者の負担割合に応じた額を徴収する。

ただし、居宅サービス支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

2 事業所は、実質負担の利用料として、訪問看護に必要な交通費、おむつ代等に要する費用を利用者から受けとるものとする。但し、介護保険を利用する利用者にかかる交通費については、次条に定める通常の業務実施地域を超える場合に限る。

3 事業所は、利用者により基本利用料、その他の利用料の支払いを受けるに際し、その内容を明確に区分した請求書、領収書を交付する。

（通常の訪問看護の実施地域）

第11条 通常の訪問看護実施地域は、姫路市（家島町を除く）とする。

（虐待防止に関する事項）

第12条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待などの防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

（個別計画の提出）

第13条 居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者（指定介護予防支援事業者）から訪問看護（介護予防訪問看護）計画の提供の求めがあった際には、当該計画を提出することに協力するように努めるものとする。

（記録の整備）

第14条 指定訪問看護事業者は、利用者に対する訪問看護（介護予防訪問看護）の提供に関する、次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- 1 訪問看護計画（介護予防訪問看護計画）
- 2 提供した具体的なサービス内容等の記録
- 3 市町村への通知に係る記録
- 4 苦情の内容等の記録
- 5 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（感染症の予防及びまん延防止）

第15条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1） 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- （2） 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- （3） 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（ハラスメント対策）

第16条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（業務継続に向けた取り組み）

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

（その他運営についての留意事項）

第18条 事業者は、社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、株式会社 RCS と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は 2019年7月1日から施行する。

附則

この変更規程は 2022年4月1日から施行する。

附則

この変更規定は 2024年4月1日から施行する